

「リサイクルフラワーセンター運営委託」公募型プロポーザル募集要項

令和7年12月 蕨戸田衛生センター組合

蕨戸田衛生センター組合（以下、「組合」という。）では、令和8年度のリサイクルフラワーセンター運営委託（以下、「本委託」という。）について、以下のとおり公募型プロポーザルによる業者選定を行いますので、参加を希望する者は、本募集要項及び仕様書等関係書類を確認の上、必要な書類を提出して下さい。

1. 「リサイクルフラワーセンター運営委託」の概要

（1）リサイクルフラワーセンターについて

蕨戸田衛生センター組合リサイクルフラワーセンター（以下「フラワーセンター」という。）は、生ごみバケツと花苗の交換事業を主軸に、美しい街づくりのための花苗生産、障がい者と高齢者の雇用、また、子どもたちの環境教育や環境ボランティアを促進する場となることを目的とした施設です。市民と協働で行う環境活動の中核としての役割が求められています。

（2）委託の方法

本委託は、組合と運営者との間で委託契約を締結し、事業の目的の達成のために双方の役割を共有しながら、委託契約に基づき、組合は運営者に対して施設及び設備を提供し、事業に関する経費を支払います。

（3）フラワーセンターの主な事業

フラワーセンターの主な事業は次のとおりですが、これに加えて組合が必要と考える事業を追加する場合があります。

- ① 花苗の育成事業
- ② 生ごみ堆肥化事業
- ③ 園内及び周辺の植栽管理事業

2. 公募の条件

（1）募集する運営者

募集する運営者は、次のいずれかに該当する法人とします。

- ① 障がい者を活用した花卉類の栽培管理の実績を有する者
- ② 障がい者雇用及び花卉類の栽培管理について十分な知見を有し、事業展開可能な者

（2）応募資格

応募資格は、次の条件全てに該当することとします。

- ① 組合の競争入札参加資格者名簿（物品及び委託）に「その他の業務」の業種分類で登録されている又は契約を締結するまでの間に登録されることが見込まれること

※令和8年度の競争入札参加資格審査申請の受付期間は、令和8年1月13日から令和8年2月9日までです。

(3) 欠格事項

次に該当する場合は、応募することができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合
- ② 申請書類提出時点において、組合の競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている場合
- ③ 申請書類提出日以前の1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している場合
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与している者である場合

3. 本委託に関する基本的事項

本委託の内容は、次の内容の他、別添の仕様書に定めるところによります。

(1) 本委託を実施する施設

- ① 名 称：蕨戸田衛生センター組合リサイクルフローラーセンター
- ② 所 在 地：埼玉県戸田市美女木北1丁目7番地の8
- ③ 敷地面積：8,746.34 m²

※施設の概要については、組合ホームページの以下のURLに記載されています。

URL : <https://www.warabitoda-e-c.or.jp/aboutus/facility/facility004.html>

(2) 委託履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、初年度に引き続く2年間は、蕨戸田衛生センター組合プロポーザル方式業者選定実施要綱（平成28年11月21日要綱第2号）（以下、「要綱」という。）第14条第2項において特定された者（以下、「特定者」という。）と随意契約することができるものとします。

※委託履行期間内であっても、運営者が次の事項に該当し、運営者として適当でないと組合が認める場合には、委託契約をしない場合があります。

- ① 本委託にあたって、組合との連携及び協力の姿勢がないとき
- ② 委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
- ③ その他受託者として適当でないと組合の管理者が認めるとき

(3) 開園時間・休園日

- ① 開園時間：通年（下記休園日除く）午前8時30分から午後5時まで
- ② 休園日：勤労感謝の日（11月23日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

(4) 職員及び人員の配置

- ① 仕様書に定める業務を履行できる人員を配置すること
- ② 職員に対して、本委託に必要な教育を実施すること

(5) 服務

- ① 個人情報取扱いに関すること

運営者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の紛失、漏洩、契約に定めのない又は個人情報提供者からの同意のない第三者への提供などが発生しないようにすること。

- ② 勤務態度

本委託の従事者は、公共施設で従事することを認識し、規律を守り、組合職員、他の業務の従事者及びその運営事業者等と連携・協力して業務に従事すること。また来園者に対して親切丁寧に対応し、トラブルが発生した場合は、直ちに組合に連絡するとともに、責任をもって対応し、報告書を提出すること。

- ③ 建物・物品の損傷防止

運営者は、本委託に履行において、建物、什器、備品等を棄損した場合、棄損を発見した場合、または継続利用すると将来棄損する恐れがある状況を発見した場合、直ちに組合に通知し、その指示に従うこと。なお、運営者の責に帰すべき理由により棄損した場合は、運営者が原状に回復し、その費用を負担すること。

- ④ 事故防止・危険防止

運営者は、市民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置をとること。責任者は、毎月組合が開催する安全衛生委員会に出席し、安全衛生管理体制に協力すること。不審物を発見した際は、直ちに組合に通知し、触れたり移動したりしないこと。

- ⑤ 事故発生時の報告

本委託の履行中に事故が発生した際は、その業務に關係するか否かに関わらず、直ちに組合に口頭又は電話等で報告し、その後速やかに書面で詳細を報告すること。

- ⑥ 守秘義務

本委託の履行に伴い、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除又は期間満了後においても同様とする。

(6) 委託料として支払う経費

委託料は、業者選定の際に提示された金額について、組合が定める予定価格以下の金額で決定します。

委託料の支払いは、蕨戸田衛生センター組合契約規則（平成6年3月25日規則第5号）第32条第1項第4号に定める委託契約書第7条の規定に基づき行われます。ただし、各月毎の支払い額は、年間の金額を月数で除した額に千円未満の端数の調整を加えた額を支払うものとし、前金払は行いません。

(7) 議会の議決

本募集要項に基づく運営者の募集の成立は、本委託に係る令和8年度の蕨戸田衛生センター組合会計予算が、蕨戸田衛生センター組合議会において可決されることを条件とします。可決されなかった場合は、募集は行われなかつたものとして取り扱い、応募に係る経費、準備等の損害賠償等には応じませんので、これに同意できる場合のみ応募してください。

4. 選定の流れ

時期	内容
令和7年12月22日	募集の公告（組合ホームページ）
令和8年 1月 13日	競争入札参加資格審査申請受付開始（2月9日まで）
1月 16日	参加表明書提出期限
1月 20日	参加資格選定結果の通知・提案書の提出要請発送
2月 4日	提案書提出期限
2月 6日	ヒアリング日程通知（メール）
2月 18日	ヒアリング実施（提案書内容のプレゼンテーション）
2月 27日	特定者の通知発送

5. 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
 - ② 「2. 公募の条件（1）募集する運営者」に該当する者であることがわかる資料（任意団体の場合は団体の概要書（様式自由））
 - ③ 履歴事項全部事項証明書の写し（証明から3か月以内のもの）
 - ④ 法人税及び消費税並びに地方消費税の納税証明書（その3の3）
- ※③及び④の書類は、提出期間内に令和7・8年度分の競争入札参加資格審査申請書類を提出し、受理された場合は不要です。

(2) 提出期限：令和8年1月16日（金）まで

(3) 提出方法：持参又は郵送（1月16日17時必着）

(4) 提出先：〒335-0038 埼玉県戸田市美女木北1丁目8番地の1
蕨戸田衛生センター組合総務課

6. 提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 提案書（指定様式）及び積算内訳書
- ② 会社概要書（概要、会社名、代表者名、設立時期、資産、従業員数等に関する資料）
- ③ 過去3年間における本委託に類似する活動実績内容

※提案書以外の書類の書式については任意ですが、必ず次項の評価項目について記載し

てください。また、金額も重要な要素の一つですので、見積もり価格（消費税及び地方消費税を含まない額）を提案書に記載してください。

- (2) 提出期限：令和8年2月4日（水）まで
- (3) 提出方法：持参又は郵送（2月4日17時必着）
- (4) 提出先：〒335-0038 埼玉県戸田市美女木北1丁目番地の1
蕨戸田衛生センター組合総務課

7. 評価項目

評価項目については以下の7項目及び金額とします。

- (1) 循環型社会の構築について
- (2) 美しい街づくりについて
- (3) 障がい者、高齢者の雇用促進について
- (4) 子供たちへの生きた環境教育現場の提供について
- (5) 環境ボランティアを促進する場の提供について
- (6) 衛生センターと近隣地域の環境美化について
- (7) リサイクルフローセンターの施設と機能を活用した地域貢献、地域開放事業の企画と運営への協力提案について

8. ヒアリング（プレゼンテーション）の実施

- (1) 日 時：令和8年2月18日（水）（予定）
- (2) 場 所：蕨戸田衛生センター組合
- (3) 内 容：提出された提案書に基づく説明と選定委員による質疑。
 - 1団体：説明15分（厳守）、質疑20分程度予定

※詳細については、別途通知します。

9. 評価基準及び特定者の決定

提出された提案書等の内容及びヒアリングの結果をふまえ、要綱第4条第1項に定めるプロポーザル方式選定委員会が評価し、評価点が、選定委員会が設定した基準点を超えた者のうち、最高点の者を特定者とし、第2順位の者を次点とします。次点の者は、特定者と契約が締結できなかった場合に特定者とします。評価点が、基準点を超えない者は失格となります。

10. 特定者への通知

令和8年2月27日（金）

蕨戸田衛生センター組合より、結果を郵送により通知します。

11. 選定及び当該契約に関する質疑

- (1) 期 間：令和8年1月9日（金）まで
- (2) 方 法：任意の書式に件名、質疑の内容を簡潔にまとめ、電子メールで下記所管課まで送信。※電話、口頭等による質問は受け付けない。期間内厳守
- (3) 回 答：当組合ホームページに掲載

所管課 萩戸田衛生センター組合 総務課
TEL : 048-421-2800